

JIS

ポルトランドセメント

JIS R 5210 : 2009

(JCA)

平成 21 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	長 瀧 重 義	愛知工業大学
(委員)	阿 部 道 彦	社団法人日本建築学会 (工学院大学)
	魚 本 健 人	芝浦工業大学
	大 森 啓 至	社団法人セメント協会
	河 野 広 隆	京都大学
	小 林 延 房	社団法人日本土木工業協会 (飛鳥建設株式会社)
	坂 本 忠 彦	独立行政法人土木研究所
	新 谷 景 一	東京都
	鈴 木 一 雄	全国生コンクリート工業組合連合会
	須 田 久美子	鹿島建設株式会社
	辻 幸 和	群馬大学
	巻 内 勝 彦	日本大学
	村 上 周 三	独立行政法人建築研究所
	森 田 秀 明	中間法人全国コンクリート製品協会 (千葉窯業株式会社)
	利 藤 房 男	社団法人地盤工学会 (応用地質株式会社)
(関係者)	別 木 孝	国土交通省
(専門委員)	野 原 慈 久	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.7.17 改正：平成 21.11.20

官 報 公 示：平成 21.11.20

原 案 作 成 者：社団法人セメント協会

(〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-5-4 秀和桜橋ビル TEL 03-3523-2701)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 長瀧 重義)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類及び構成	1
4 品質	2
4.1 一般事項	2
4.2 全アルカリ量の算出	2
4.3 鉱物量の算出	2
5 原材料	4
5.1 クリンカー	4
5.2 せっこう	4
5.3 少量混合成分	4
5.4 粉砕助剤	5
6 試験方法	5
6.1 密度, 比表面積, 凝結, 安定性及び圧縮強さ	5
6.2 化学成分	5
6.3 水和熱	5
7 検査	5
8 包装	5
9 表示	5
10 報告	5
附属書 A (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	12
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人セメント協会（JCA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS R 5210:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

ポルトランドセメント

Portland cement

1 適用範囲

この規格は、ポルトランドセメントについて規定する。

なお、技術上重要な改正に関する旧規格との対照を**附属書 A**に記載する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 6201** コンクリート用フライアッシュ
- JIS M 8850** 石灰石分析方法
- JIS R 5201** セメントの物理試験方法
- JIS R 5202** ポルトランドセメントの化学分析方法
- JIS R 5203** セメントの水和熱測定方法（溶解熱方法）
- JIS R 5204** セメントの蛍光 X 線分析方法
- JIS R 5211** 高炉セメント
- JIS R 5212** シリカセメント
- JIS R 9151** セメント用天然せっこう
- JIS Z 1505** クラフト紙袋—セメント用

3 種類及び構成

ポルトランドセメントの種類は次の 12 種類とし、ポルトランドセメントの構成は**表 1**による。

なお、少量混合成分は **5.3** に規定するものを組み合わせて用いてもよい。また、粉砕助剤の使用量はポルトランドセメントに対し、質量で 1%未満とする。

- a) 普通ポルトランドセメント
- b) 早強ポルトランドセメント
- c) 超早強ポルトランドセメント
- d) 中庸熱ポルトランドセメント
- e) 低熱ポルトランドセメント
- f) 耐硫酸塩ポルトランドセメント
- g) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）
- h) 早強ポルトランドセメント（低アルカリ形）
- i) 超早強ポルトランドセメント（低アルカリ形）